

5月は「消費者月間」です

毎年5月は、全国一斉の「消費者月間」です。現在、悪質商法や詐欺、食の安全を脅かすような事件や事故、家庭内での製品事故など、さまざまな消費生活トラブルが私たちの身近にたくさん起こっています。このようなトラブルに巻き込まれないよう、この消費者月間を機会にあらためて消費生活について考えてみましょう。

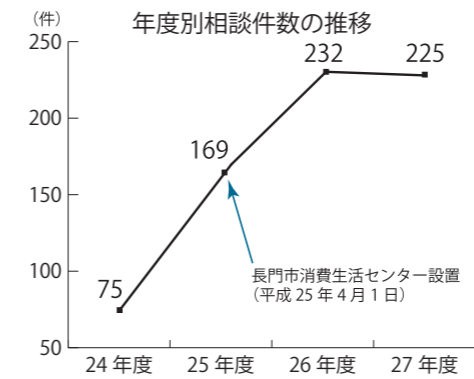
消費者被害の動向

近年、高齢者の消費者被害の相談件数が、高齢者の人口の伸び以上に増加しています。また、これまで被害に遭った高齢者が再び被害に遭う「二次被害」も増加傾向にあります。

一方、消費者被害への対応についても、被害に遭った高齢者本人が相談に行かない傾向もあるなど、訪問支援等による積極的な見守り対策やサポートを講じることも求められています。

相談状況

平成25年4月1日に「長門市



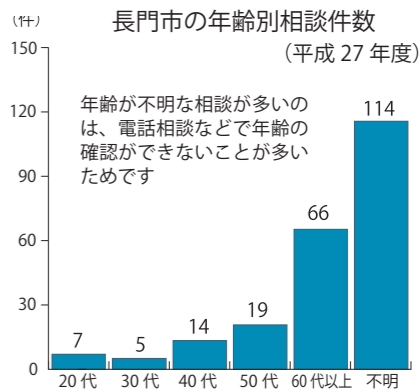
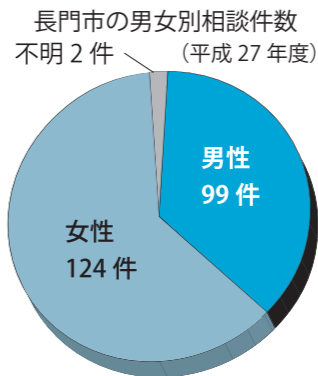
消費生活センター」が設置されて以降、相談件数は、急増しています。(左グラフ参照)

相談内容も、業者の手法が複雑化・巧妙化したため、深刻なものが増えてきました。

- 相談内容の内訳(多い順)
- 平成25年度
- 1位 食料品
 - 2位 運輸・通信サービス
 - 3位 金融・保険サービス
- 平成26年度
- 1位 運輸・通信サービス
 - 2位 金融・保険サービス
 - 3位 食料品
- 平成27年度
- 1位 運輸・通信サービス
 - 2位 金融・保険サービス
 - 3位 食料品

具体的な相談内容

- 運輸・通信サービス
 - ・アダルトサイトのワンクリック請求
 - ・出会い系、副業、占いサイト利用による高額請求
 - ・電話勧誘によるインターネットプロバイダー契約解約など
- 金融・保険サービス
 - ・過去の債務整理について
 - ・各種生命保険契約について
 - ・株、投資商品の不審な電話勧誘について
- 食料品
 - ・電話勧誘販売での健康食品、海産物などの契約・解除
 - ・しつこい勧誘による購入契約その他の相談内容
- 教養・娯楽品
 - ・通信販売で購入したブランド品について
- 資格商法の二次被害 など
- レンタル・リース
 - ・賃貸住宅の敷金返還・立ち退き費用の請求について など
- 保険・福祉サービス
 - ・老人ホーム退去時の原状回復費用について
 - 他の行政サービス
 - ・マイナンバー制度に便乗した不審電話について
 - ・保険料の還付金に関する不審電話について など



高齢者を狙った悪質商法が急増しています

■最近の手法と対策

手法① 買え買え詐欺
「後で買い取るので代わりに買ってほしい。名義を貸してほしい」などと、未公開株などの購入の電話勧誘をし、購入後に連絡が取れなくなる詐欺

手法② ワンクリック詐欺

インターネットの無料サイトを閲覧し、クリックしただけで会員登録され、高額な請求をする詐欺

【対策】無視する

慌てて支払わない。連絡をせず無視すること

手法③ 振り込め詐欺

オレオレ詐欺、架空請求詐欺など、銀行口座などにお金を振り込ませる詐欺

【対策】いったん電話を切る

警察や公的機関の職員を名乗っても安易に信用せず、いったん電話を切って確認すること

高齢者が狙われる理由

だまされたことに気付かない
悪質業者は高齢者の話し相手を装い、優しい言葉で近寄ってきます。そして、親しくなった販売員を信用して、知らず知ら

ずのうちに高額な契約をさせられるケースがあります。

そのような場合でも、一人ではだまされたことに気付いていないことがあり、家族やヘルパーによって発見されることがあります。

被害に遭っても相談しない

被害に遭ったと気付いても、それを恥ずかしく思ったり、身内に迷惑をかけたかと思うから、「だまされた自分が悪いから」と自分に言い聞かせたりして、誰にも相談しない場合が少なくありません。

また、悪質業者の中には、巧みなセールストークで「誰にも言っただけじゃない」などと口止めするケースもあります。

悪質商法の被害に遭わないための心得

- ・ 必要ないものはハッキリ断る
- ・ 相手の名前と要件を聞いてから対応する
- ・ 即断・即決は絶対しない。必ず誰かに相談する
- ・ 甘い言葉には裏がある。疑ってかかることが大切
- ・ 「これはおかしい」「だまされた」と思ったら、消費生活センターに相談を
- ・ 早めに相談する
- ・ 原則、契約者本人が相談する
- ・ 契約書など、関係書類をできるだけ準備する

出前講座について

消費生活センターでは、講師を無料で派遣し、消費生活について学習する場を提供します。

- 講師 消費生活相談員
- 対象 いきいきサロン、婦人会、老人会など
- 開催日 月々金曜日
- 内容 講話、クイズ、寸劇、DVD上映など
- 申込方法 所定の申請書に必要事項を記入し、消費生活センターに申し込む

第38回山口県消費者月間大会のお知らせ

- とき 5/27(金) 13:00~16:00
- 場所 周東文化会館(パストラルホール)(岩国市周東町)
- 内容
 - ・ 消費者啓発の標語入選作品表彰式
 - ・ 記念講演「悪は進化します！負けるな！善良市民」
- 講師 落語家 笑福亭 松枝氏
- 主催 消費者団体活動発表 山口県・岩国市・山口県地域消費者団体連絡協議会
- ※参加無料、誰でも参加可 ※手話通訳・要約筆記あり

消費生活センターでは、問題解決に向けての助言やあつせん、情報提供などを行います。

- 相談・申し込み・問い合わせ 日時 月々金曜日 (祝日・年末年始を除く)
- 8:30~17:00

長門市消費生活センター (市役所本庁1階市民課内) ※相談室を完備しています
Tel 23・1115

消費者心理診断

日頃の心構えで悪質商法を防ごう

あてはまる項目をチェック!

- ①自分の周りにあまり悪い人はいないと思う
- ②相手に悪いので人の話を一生懸命聞くタイプだ
- ③たまたま運の悪い人がトラブルに遭うのだと思う
- ④知人から「効いた」「良かった」と聞くと、やってみようと思う
- ⑤有名人や肩書きのある人の言うことはつい信用してしまう
- ⑥人から勧められると断れないタイプだ
- ⑦迷惑をかけたくないので家族にも黙っていることがある
- ⑧実際、身近に相談できる人があまりいない
- ⑨しっかり者だと思われたい

チェックの数が多いほど、消費者トラブルに遭う危険度が高くなります

- ①、②、③にチェックした人 →危険意識が薄い傾向
- ④、⑤、⑥にチェックした人 →だまされていることに気がつかない傾向
- ⑦、⑧、⑨にチェックした人 →だまされた時、一人で抱え込んでしまう傾向